

秋田県立農業科学館浄化槽設備保守管理業務委託 特記仕様書

- 1 業務名 秋田県立農業科学館浄化槽設備保守管理業務委託
- 2 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 履行場所 秋田県立農業科学館 浄化槽施設(秋田県大仙市内小友字中沢171-4)

4 浄化槽設備

設置年月日	平成2年11月
メーカー	信業工機(株)
種類	現場打ち新構造
処理方式	合併処理 土壌被覆型接触ばっ気方式
処理対象人員(計画流入汚水量)	331人(61m ³ /日)
処理性能(BOD)	20mg/L
放流先	地下浸透

5 委託業務の内容

浄化槽法第8条・第9条、浄化槽法施行規則第2条・第3条に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 浄化槽清掃は、年1回実施するものとする。
- (2) 保守点検及び汚泥調整は、2週間に1回(年26回)定期的に実施するものとする。
- (3) 消毒剤の投入は点検時に随時行うものとする。
年間投入予定量 10kg
- (4) 浄化槽及び付属機器類が機能するよう努めること。

6 報告義務

維持管理業務を実施した場合には、浄化槽施行規則第5条2項に基づき、すみやかに報告するとともに、浄化槽法第53条に基づく所轄行政官庁の報告徴収、立入検査があった場合には、報告及び立会いの義務を負うものとする。

発注者が必要と認めるときは、委託業務の状況について調査を行い報告すること。

7 提出書類及び時期

次の書類を記載の時期までに提出するものとする。

- (1) 業務計画書(年間計画) ※契約締結後速やかに
- (2) 業務責任者通知書 ※契約締結後速やかに
- (3) 業務責任者経歴書 ※契約締結後速やかに
- (4) 点検報告書 ※各点検の都度速やかに
- (5) 検査結果報告書 ※定期検査後速やかに

8 その他

この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。